

小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時 平成30年 3月20日 (火)
午後 2時

場 所 小山広域保健衛生組合
2階大会議室

1 開 会

2 議長挨拶

3 管理者挨拶

4 報告事項

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画について
- (2) 新地方公会計に伴う平成28年度財務書類について
- (3) マテリアルリサイクル推進施設等整備・運営事業の進捗状況及び繰越明許費について
- (4) 北部清掃センター解体等工事の進捗状況及び繰越明許費について

5 閉 会

◎開 会（14：00）

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 ただいまから小山広域保健衛生組合議員説明会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、このたび上三川町議会から新たに津野田重一議員並びに稲見敏夫議員が選出されておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

では、津野田重一議員からお願いいたします。

○1番（津野田重一議員） 上三川町の津野田でございます。私は、小山広域には議員として2年前出席していたので、大体の流れはわかると思いますので、今後とも皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○2番（稲見敏夫議員） 上三川町から選出されました稲見敏夫でございます。私も6年前にこちらに来ていたものですから、少し状況は違うのかもしれませんが、大体の流れはわかっていると思うので、ひとつよろしくお願いいたします。（拍手）

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 ありがとうございます。

◎議長挨拶

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 では、開会に当たりまして議長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○関 良平議長 それでは、皆様、改めましてこんにちは。議員説明会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びになりましたが、議員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の報告事項は、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画についてなど計4件でございます。この後執行部から説明がございしますが、議員の皆様からのご意見をいただきながら会議を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、会議の進行に当たりましては、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 ありがとうございます。

◎管理者挨拶

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 次に、管理者からご挨拶をいただきたいと思っております。

○大久保寿夫管理者 皆さん、改めましてこんにちは。本日は、ご多忙の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議員説明会でございますが、議長からもお話がございましたとおり、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画についてなど合計4件についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 ありがとうございました。

◎報告事項

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画について

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 次に、報告事項に入りますが、関議長の進行により進めていきたいと思っております。

関議長、よろしくお願いたします。

○関 良平議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

まず、次第書3の報告事項の(1)、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画について、事務局から説明をお願いいたします。

水野辰雄事務局次長。

○水野辰雄事務局次長兼総務課長 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。小山広域保健衛生組合公共施設等総合管理計画につきましては、昨年8月の議員説明会で説明させていただき、策定いたしました。その総合管理計画では、個別施設ごとの長寿命化計画を策定することが求められております。当組合としても今年度内に策定するべく作業を進め、今回までにまとまりましたので、ご報告するものです。

個別施設計画書は、中央清掃センター70トン焼却施設を初め7施設について、施設ごとに計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施期間、対策費用を取りまとめたものです。

個別施設計画書は別冊1のとおりとなっておりますので、後でご参照願います。このような形で厚くなっている別冊、個別施設計画、別資料になっています。

今後は、個別施設計画書に基づき、維持管理した結果を公共施設等総合管理計画にフィードバックし、毎年PDCAサイクルによるフォローアップを実施してまいります。

以上が公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画についての説明となります。よろしくお願いたします。

○関 良平議長 ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明について、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

新地方公会計に伴う平成28年度財務書類について

○**関 良平議長** それでは、ないようでございますので、次に報告事項（２）の新地方公会計に伴う平成28年度財務書類について、事務局から説明をお願いいたします。

水野事務局次長。

○**水野辰雄事務局次長兼総務課長** 新地方公会計に伴う平成28年度財務書類について説明させていただきます。

資料２をご覧ください。平成27年１月23日付総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」で、平成29年度までに全ての地方公共団体で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とする統一的な基準による財務書類を作成することを要請されており、当組合としても平成27年度から作業に着手しておりました。昨年10月の議員説明会でご説明させていただきましたとおり、平成28年度の財務諸表につきましては、作成中でありましたが、今回まとまりましたので、財務四表をご報告いたします。

別冊２の平成28年度の財務書類をご覧ください。先ほどの別冊の後ろに続いておりますけれども。

それでは、１枚目の貸借対照表ですが、左側の資産の部は、１行目の固定資産が123億8,483万9,687円、そのまま一番下のほうに行きまして、下から11行目になりますが、流動資産が７億917万5,414円で、一番下の行になりますが、合計では130億9,401万5,101円です。

続きまして、右側上段になります。負債の部は、１行目の固定負債が42億2,610万1,066円で、７行目になります流動負債が２億7,868万1,677円、中段になりますが、負債合計が45億478万2,743円です。

その下の純資産の部は、固定資産等形成分が126億8,483万9,687円、その下、不足分が40億9,560万7,329円で、その下から２行目になりますが、純資産の合計は85億8,923万2,358円で、負債の部と純資産の部の合計は、左側の資産合計と一致いたします。

次に、行政コスト計算書をご覧ください。１行目、経常費用は30億9,545万1,784円で、内訳は、その下３行目になりますが、業務費用の人件費が２億4,365万1,435円、その下５行目で、同じく物件費が24億9,815万5,376円、その下６行目になります、その他の業務費用が1,775万7,315円、その下、４行目になりますが、移転費用が３億3,588万7,658円です。その下、５行目の経常収益は５億9,141万6,445円で、経常費用と経常収益を合わせた純経常行政コストは25億403万5,339円です。その下の臨時損失は939万8,025円、その下６行目の臨時収益は2,035万7,113円で、それらを合わせた準行政コストは24億9,307万6,251円です。

次に、純資産変動計算書をご覧ください。１行目の前年度末純資産残高は、固定資産等形成分と不足分を合わせ84億5,058万5,609円、その下の本年度の純行政コストと財源を合わせた差額は１億3,864万6,749円で、固定資産等の変動を合わせると、下から２行目になりますが、本年度純資産変動額も同額の１億3,864万6,749円となり、本年度末純資産残高は合計で85億8,923万2,358円です。この数字は、貸借対照表の純資産の部と一致いたします。

次に、資金収支計算書をご覧ください。業務活動収支につきましては、2行目の業務支出が24億9,749万8,887円、その下11行目、業務収入が25億2,429万9,168円、その下8行目になります臨時収入が460万2,364円で、収支合計は3,140万2,645円です。

その下の投資活動収支につきましては、投資活動支出が15億4,938万9,460円、その下6行目、投資活動収入が10億88万8,752円で、収支合計はマイナスの5億4,850万708円です。

その下の財務活動収支につきましては、財務活動支出が6億7,889万5,334円、その下3行目になります財務活動収入が6億5,340万円で、収支合計はマイナスの2,549万5,334円です。

これらを合わせました本年度の資金収支額はマイナス5億4,259万3,397円で、本年度末資金残高は4億916万87円です。この金額は、貸借対照表の現金預金残高と一致いたします。

以上が平成28年度の財務書類の説明となります。よろしく願いいたします。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明について、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

マテリアルリサイクル推進施設等整備・運営事業の進捗状況及び繰越明許費について

○関 良平議長 それでは、ないようですので、次に報告事項の(3)、マテリアルリサイクル推進施設等整備・運営事業の進捗状況及び繰越明許費について、事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 (3)、マテリアルリサイクル推進施設等整備・運営事業の進捗状況及び繰越明許費について、ご説明いたします。

資料3をお開きいただきたいと存じます。1番、建設工事の進捗状況についてでございますが、建設工事施工業者であります新明和・板橋・篠崎・小林・乃木鈴特定建設工事共同企業体におきまして、平成29年10月末に建築確認申請を提出し、平成30年1月5日付にて確認済証が交付されました。

2ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは施設の構内配置図となっております。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは確認申請時のリサイクルセンター棟の平面図となっております。1階は、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶・缶・ペットボトルの受け入れヤードとなっております。また、3階には見学者ホールを設けまして、各種展示物や手選別作業の様子を見学することができるようになっております。

裏面の4ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは、同様に普及・啓発棟の平面図となっております。1階は、事務所、粗大ごみなどの再生を行う修理再生室、再生品を展示するロビー、2階は、環境学習やイベントなどにも利用できる多目的室、3階は、施設見学者に対してビデオ上映による説明も可能な会議室を整備いたします。

1 ページにお戻りいただきたいと存じます。1月10日より、杭地業工事として、普及・啓発棟部分の杭打ちから作業に着手いたしました。写真は、杭地業工事の施工状況でございます。以降、リサイクルセンター棟、計量棟などの建屋部分についても順次作業を行ってまいります。

なお、2月末現在の工事進捗率は約7%となっており、今後は配筋・型枠・コンクリート打ち工事を予定しております。

本工事は、平成31年3月末までの工期設定となっております。今後も事故のないよう細心の注意を払うとともに、周辺環境に十分配慮しながら工事を進めてまいります。

次に、2番、建設事業費の繰越明許費についてご説明いたします。本事業におきまして、平成29年度の予算13億128万7,000円のうち11億6,988万3,000円の繰り越しにつきましては、平成29年度当初予算策定段階では、受注者決定前のため、事業計画が不明であったことから、事業期間2カ年のうち工事期間を18カ月といたしまして、平成29年度を30%、平成30年度を70%に按分した予算計画としておりましたが、その後、契約時に受注者より提示されました事業計画との間に乖離が生じたことによるものでございます。

なお、工事は受注者の工程計画どおりに進捗しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

10番、安藤良子議員。

○10番（安藤良子議員） ご説明の部分の中で事業計画との間に乖離が生じたことということをご説明してください。

○関 良平議長 答弁、入江建設課長。

○入江俊文建設課長 入札前の乖離ということですが、平成29年度の事業計画でございますけれども、平成29年度の予算につきましては、平成28年9月の入札公告時における入札説明書及び施工請負契約書におきまして、支払限度額を定めたものにより計上いたしました。しかし、事業者決定後の事業計画におきまして、平成29年度は設計期間に約6カ月、建築確認申請までに3カ月、工事の着手に、平成30年の1月から着手いたしましたので、約3カ月分の施工分となっておったものですから、その部分について乖離が生じたということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○関 良平議長 10番、安藤良子議員。

○10番（安藤良子議員） それでは、期間だけの問題で、ほかに問題はないのですか。期間だけの問題。

○関 良平議長 答弁、入江建設課長。

○入江俊文建設課長 事業者の計画では、平成29年度の工事進捗のほうを約10%、そのほかを平成30年

度に施工するという事で、期間だけの問題ということです。

○関 良平議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

北部清掃センター解体等工事の進捗状況及び繰越明許費について

○関 良平議長 それでは、ないようですので、次に報告事項（４）、北部清掃センター解体等工事の進捗状況及び繰越明許費について事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 （４）、北部清掃センター解体等工事の進捗状況及び繰越明許費についてご説明申し上げます。

資料４をご覧くださいと存じます。現在の施設を解体する焼却施設解体工事と、既に解体されております旧20トン焼却施設跡地の土壌汚染対策工事に分けましてご説明いたしたいと思っております。

まず、１番、現在までの状況及び今後の対応についてでございますが、（１）焼却施設解体工事①現在までの進捗でございますが、40トン焼却施設の解体工事につきましては、工程どおりに進捗しております。2月より建築物の本格的解体工事を開始いたしました。現在の状況でございますが、工場棟と灰固形化施設は、重機による解体作業を実施しております。煙突につきましては、上部を人力により解体し、地上に近い部分は重機による解体作業を継続して実施しております。基礎及び基礎杭につきましては、おおむね8月中旬ぐらいまでに解体、引き抜きを完了する予定でございます。平成30年2月末現在の進捗率は約70%となっております。

②契約後の調査結果及び変更金額というところですが、工事契約後、工事施工に当たりまして、発注仕様書に基づいて建設JVに建屋内の各種調査分析を実施させました結果、当初設計との内容に相違があることが判明いたしました。

表1をご覧ください。当初設計からの変更点及び概算金額となっておりますが、まず煙突内耐火レンガ数量増に伴う解体工数増でございますけれども、設計では竣工図面より1段積みとして積算しておりました。調査の結果、2段積みだったもので、概算で120万円の増額となります。同じく煙突内耐火レンガ処分費の増でございますが、先ほどと同様な理由で、概算で20万円の増額となります。

続きまして、ヒ素含有石膏ボード運搬処分費増でございますが、調査の結果、建屋の一部天井に使われていた石膏ボードの中にヒ素が含有されていたということで、概算で80万円の増額となります。

最後に、施設内残存灰処分先変更に伴う運搬処分費の増でございますが、調査の結果、施設に残存していた一部焼却灰のダイオキシン濃度が3ナノグラム以上であったため、特別管理産業廃棄物として処分になったことによるもので、概算で104万5,000円の増額となります。焼却施設解体工事にかかわる概算の増額費用は、直接工事費で327万5,000円となります。これは、焼却施設解体工事には必要不可欠な項目であることから、建設JVに施工指示を出しております。廃掃法等関連法に基づきまし

て適切に処理いたします。

続きまして、(2)は土壤汚染対策工事でございますが、①現在までの進捗でございます。栃木県より、土壤汚染の対策が必要であるとして、要措置区域・形質変更時要届出区域に指定された区画につきましては、昨年12月に掘削・搬出処分・埋め戻しまでの全てを完了いたしております。工事契約後発注仕様書に基づきまして、旧20トン焼却場のあった区画で、横1メートル、深さ最大2.5メートルの試掘調査を実施させました。その結果、旧施設の基礎部分の残置等が判明し、当初設計から大幅な変更が生じることが判明いたしました。

添付資料のBをご覧くださいと存じます。旧20トン焼却施設があった場所の試掘状況でございます。緑色の破線が試掘箇所を示しております。試掘状況の写真を添付しておりますが、基礎などの構造物や焼却灰、耐火レンガ、アスベスト含有のスレート瓦などの廃棄物が、ご覧のように残されておりました。

続きまして、資料Aをご覧くださいと存じます。当初設計の考え方でございますが、平成28年度に実施した土壤汚染対策法に基づく調査結果より設計数量を確定いたしました。

黄色の網かけ部分でございますが、これは旧20トンの焼却施設があったところでございます。この区画でのボーリング調査では、コア写真のように、深さ1.3メートルから2メートルのところにコンクリート殻が見つかりました。これは、旧20トン焼却場を解体した際に発生したコンクリート殻の大半が、処分されずに土中に埋設されているものと推測されたことから、処分費用のほとんどを安定型処分場で処分できるコンクリート殻などとして想定しておりました。

このことにつきまして、表2、試掘調査実施後の差引数量及び金額で示してあります。安定型処分が可能なコンクリート殻の1立米当たりの運搬処分単価は4,600円となっております。当初設計では、1万1,700立米と推測しておりましたが、試掘後の推計では3,438立米となり、8,262立米の減と推測されます。これにより、コンクリート殻の運搬処分費用の直接工事費は約3,800万円の減額となります。

続いて、管理型処分となる汚染された土壌は、1立米当たりの処分単価が、その性状によって大きく異なりますが、3万5,000円から20万円となっております。当初設計では1,900立米と推測しておりましたが、試掘後の推計では6,990立米となりまして、5,090立米の増と推測されます。これにより、土壌の運搬処分費用の直接工事費は約2億4,476万1,000円の増額となります。

以上のコンクリート殻及び土壌の処分費用を差し引きますと、直接工事費は2億675万6,000円の増額となります。

②契約後の調査結果及び変更金額でございますが、当初設計との相違について、表3、当初設計からの変更点及び概算金額としてまとめてあります。

まず、土留め工法及び残置期間変更に伴う費用増でございますが、栃木県からの指導に基づきまして、地下水への影響を避けるため、土壤汚染対策法によって指定された区域に打ち込む鋼製矢板の長さの変更とその設置期間の延長によるものでございまして、1,052万8,000円の増額となります。

続きまして、土壌汚染対策工事工法変更に伴う費用増でございますが、土壌汚染対策法によって指定された区域の土壌掘削処分の際、焼却灰や廃棄物が想定以上に埋設されていたため、現場にて分別などを実施したことによるもので、1,281万4,000円の増額となります。

次に、各種調査項目増加に伴う費用増でございますが、試掘の結果、資料Bの写真のように、焼却灰及び廃棄物が点在していたため、土壌の再調査を実施したものでございますが、これが940万円の増額となります。

続いて、旧20トン焼却場基礎解体及び基礎杭引き抜き工事増でございますが、試掘の結果、旧20トン焼却場の基礎等が全て地中に残されていることがわかったことによるもので、4,682万3,000円の増額となります。

最後に、処分土量増加に伴う運搬処分費増でございますが、試掘の結果、焼却灰及び廃棄物が点在していたため、該当の土壌を適正処分するためによるもので、2億675万6,000円の増額となります。これが先ほど表2で説明した内容でございます。

以上の項目の直接工事費の増額合計は2億8,632万1,000円となります。

資料をめぐっていただきまして、基礎等が残置されるに至った要因として考えられることは、旧20トン焼却場が解体された平成4年当時は、建設リサイクル法が制定されておらず、この法律につきましては平成12年5月の制定でございます。廃掃法にも明文化されたものがなかったためと推測されます。現行法ではこのまま残置することは不可能でございます。

③今後の対応でございますが、調査によって判明した、先ほどご説明いたしました表3の5項目の変更点につきましては、土壌汚染対策工事を施工するに当たり、必要不可欠な項目であることから、廃掃法、土壌汚染対策法等関連法に基づきまして適切に処理いたします。

変更が生じた部分につきましては、工法等を再検討し、施工準備を進めておりますが、当初設計との大幅な相違がありまして、処分費用が大幅に増加することから、建設JVに対しましては、土壌汚染対策法に関連する調査等途中で中止が不可能である部分を除きまして、工事の一時中止を指示しております。

2番、工事請負金額の変更についてでございますが、本工事の当初設計額は経費、税込みで8億6,049万9,000円でございますが、契約金額は経費税込みで5億1,860万円でございます。

これまでご説明申し上げました変更点を考慮いたしますと、資料の表4、概算変更金額一覧表のとおりとなります。表の一番左の欄に、当初請負と変更概算とありまして、おのおの焼却施設解体工事の直接工事費、土壌汚染対策工事の直接工事費、諸経費、税で合計した工事金額を記載しております。

概算変更金額は、経費税込みで8億4,319万7,000円で、当初請負額より3億2,533万7,000円の増額となります。本概算金額の算出に当たりましては、費用低減のため、土壌につきましては組合が指定する業者で処分させる計画であり、経费率等は組合の積算基準を採用しております。また、請負率も加味したものととなります。

3番工事費増額に伴う予算措置でございますが、(1)繰越明許費について、本工事の予算措置につきましては、平成28年度から平成30年度までの債務負担行為として総額10億円の限度額を設定しております。

表5をご覧ください。平成29年度予算額7億円のうち現契約の今年度支払い総額予定額は、表のとおり3億4,603万2,000円ですが、工事費が増額となることから、残額3億5,396万8,000円につきましては、全額を平成30年度に繰り越しさせていただきたいと考えております。

(2)起債額の変更について、表6をご覧ください。財源のうち起債につきましては、当初予算では事業費7億円のうち財政調整基金で3億円、残りの4億円を一般事業債として75%、栃木県市町村振興資金で25%で計上しておりましたが、今年度より事業費全額の起債が認められ、公共施設等適正管理推進事業債の除却債として90%、栃木県市町村振興資金で10%の起債が可能となったことから、一時的な歳出増加を抑える目的で起債額の増額補正をさせていただきます。

なお、財政調整基金につきましては、平成30年度に繰り越しし、来年度の工事費用に充てることといたします。

以上が工事の進捗状況、現場状況でございます。今後の請負契約の変更手続きにつきましては、処分する土壌量が確定し、最終金額を算出してからとなるため、次回定例会で工事請負契約の変更議案として上程させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

10番、安藤良子議員。

○10番(安藤良子議員) ただいまの説明で2つほどお尋ねしたいと思います。

1ページのヒ素含有灰石膏ボード運搬、いろいろ説明がありましたが、そのヒ素の分量というのですか、濃度というのですか、どういう状況でヒ素が含有されていることによって、そういうことをしなければならぬのかということの説明がありましたらお願いします。

それからもう一点、2ページの表6のところでも市町村振興資金というお話がありましたが、このことについてご説明をお願いします。

○関 良平議長 答弁、入江建設課長。

○入江俊文建設課長 ヒ素含有の濃度につきましては、ボードにヒ素が含まれていた時点で、既に処分は……管理型の処分場でしか埋め立てができないという決まりになってございます。濃度につきましては、今ちょっと手元に資料がないものですから、後で説明いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○関 良平議長 細島エネルギー回収推進室長。

○細島 謙建設課エネルギー回収推進室長 市町村振興資金についてご説明申し上げます。

今回解体工事の費用につきまして、公共施設等適正管理推進事業の除却債、これが今年度から90%借りられることになりました。その残りにつきましては、栃木県が県の予算として貸し付け枠を持った振興資金という名目なのですけれども、こちらにつきましては予算の範囲内で100%まで貸し付けができますということで、県と協議をしました結果、この除却にかかわる費用全額を予算措置ができるということで、満額借入れをお願いしていることです。要するに県の貸付金になります。

以上です。

○関 良平議長 10番、安藤議員。

○10番（安藤良子議員） その振興資金の限度額もあろうかと思えますし、返済方法などもご説明ください。

○関 良平議長 答弁、細島エネルギー回収推進室長。

○細島 譲建設課エネルギー回収推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

返済期間につきましては、通常の起債と同一で10年間の返済で、1年間の据え置きになっております。利率につきましては、通常の起債額からマイナス、0.3ポイント低い利率で借入れができるということになってございます。

以上です。

○関 良平議長 安藤議員、含有量に関しては、わかり次第答弁します。

○10番（安藤良子議員） はい。

○関 良平議長 13番、生井貞夫議員。

○13番（生井貞夫議員） 今の（2）の土壤汚染対策工事の中で、土壤汚染の再調査を委託というか、すぐにするような、またそれに伴っての金額も増えているということでありますが、その土壤汚染が、要は増えたことによって、水質の汚染というものについては、どのように考えているのか伺いたします。

○関 良平議長 答弁、細島譲エネルギー回収推進室長。

○細島 譲建設課エネルギー回収推進室長 ただいまの生井議員のご質問にお答えいたします。

土壤汚染に関する水質汚染についてですけれども、土壤汚染の撤去に関しましては、栃木県環境管理事務所に計画書を提出しまして実施をしているところです。その中で、要措置区域という名称で指定された区域がございますけれども、これに関しましては、地下水の汚染のおそれ、可能性もあることから、県のほうから観測井戸を掘りなさいということで命令が出されております。この観測井戸を工事当初から掘りまして、定期的に分析をしております。その中では、当初から地下水への溶出はございません。

今現在、土壤汚染の区域、特にフッ素と鉛の区画につきましては、全量撤去、搬出が終わっておりますが、その後の分析でも汚染は確認されておられません。そのため、地下水への汚染は全く出ておりません。そのような状況になっております。

以上です。

○関 良平議長 13番、生井貞夫議員。

○13番（生井貞夫議員） 県のほうから指導があって、定期的に分析をした結果、特に問題はないということでございますけれども、県のほうから、当初その水質、地下水の水質検査については、1カ所というような指導があったのかなというふうに覚えているのですが、その1カ所だけで大丈夫なのかどうか。ましてや今回その処分する量がふえてきたということでございますので、そこ1カ所で本当にいいのかどうかという部分についてお答えください。

○関 良平議長 答弁、細島譲エネルギー回収推進室長。

○細島 譲建設課エネルギー回収推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の土壌汚染につきましては、フッ素及びその化合物というものと、鉛及びその化合物、それからその他焼却灰等ございますけれども、この中で地下水に影響を与えるものとして、フッ素の含有量、これが溶出基準を一部超えておりました。溶出基準というのは、要するに水に溶け出す物質でございます。栃木県のほうでも、この溶出、溶け出す物質については、地下水を汚染するおそれがあるので、地下水の分析をなささいということに指示、命令が出ております。

また、井戸の1カ所ということもございますけれども、これは地下水の流向調査というものを実施しまして、汚染された区域の下流側、この場所を栃木県と我々で協議いたしまして、この場所で分析をなささいということで、その場所で分析をしております。ですので、地下水汚染がその他別の方向に広がっているということは、現状では考えられておりません。

以上でございます。

○関 良平議長 13番、生井貞夫議員。

○13番（生井貞夫議員） ありがとうございます。今後の対応ということで、2ページの③で記載をされているわけですが、今回の変更点によって、建設JVに対して、一部当初のうち工事の遅延、休止を指示したというふうに記載されておりますけれども、これらについての地元への説明というものをどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○関 良平議長 答弁、細島エネルギー回収推進室長。

○細島 譲建設課エネルギー回収推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、先ほどのような地下水汚染等、そういったものは生じておりませんので、現時点ではまだ本体の解体等順調に進んでいる状況でございます。これから、本日のこの説明会で皆様にご了承いただければ、その変更、追加となる部分の施工を事業者を実施していただくこととなりますけれども、そうになりましたら地元にも、こういった余分な処分しなければならぬものが発生しました、それも当初と同様、ほかのものと同様に適切に処分いたしますということでご説明をしたいと考えております。

以上でございます。

○関 良平議長 13番、生井貞夫議員。

○13番（生井貞夫議員） ありがとうございます。この場所については、稼働時においても地元の協力、そしてさらなる変更においても地元の協力が得られてきたわけです。そして、今回解体等工事をしているわけですが、それに伴っても地元の協力を得てするわけですから、ぜひ丁寧なご説明等をお願いします。

○関 良平議長 入江建設課長。

○入江俊文建設課長 ヒ素の含有量についてでございますが、石膏ボードにつきましては、ヒ素を含有しているという時点で、既にもう管理型処分場でしか埋め立てはできないというふうに定められております。以上でございます。

○関 良平議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ないようですので、以上で執行部からの報告は終了とさせていただきます。

◎その他

○関 良平議長 その他、議員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣告（14：50）

○関 良平議長 なければ、以上で本日の議員説明会を終了とさせていただきます。